

坂上線バスにおける一般乗合旅客自動車運送事業
に係る事業計画変更の届出（停留所の移設）について

1 案の要旨

坂上線バスについて、一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業計画変更の届出（停留所の移設）を行う。

2 案の理由

道路管理者である広島県西部建設事務所による国道186号道路改良工事に伴い道路が拡張され、坂上線バスの穂仁原バス停留所について、移設を余儀なくされたため、別紙2のとおり移設するものである。

また、当該改良工事にあたり、移設までにおける道路の制限（片側交互通行）により仮移設の必要が生じたため、やむを得ないと判断し、別紙2のとおり仮移設をするものである。

3 変更内容

別紙2のとおり

なお、運行便数、運行ダイヤ及び運賃について変更はない。

4 実施予定日

本移設 令和5年9月初旬

仮移設 令和5年6月22日から本移設されるまで

5 その他

停留所の変更等については、市ホームページ、バス車内及びバス停にてお知らせを掲載し、周知を行う。

移設後（工事中）



仮移設後

